

日本 IBM が実施する IBM 製以外の機械（他社製機械）保守に関する特則

お客様と NI+C とは、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「IBM」といいます）が実施する IBM 製以外の機械に対する保守サービスに関し、「NI+C 機械保守サービスのご提供条件」（以下「提供条件」といいます）に適用される条件として、本特則を定めることについて合意するものとします。本特則の定めは提供条件に 優先して適用されるものとします。

第 1 条 本契約において、次に定める条項は適用されないものとします。

- ① 第 1 条第 6 項
- ② 第 3 条第 2 項
- ③ 第 3 条第 3 項
- ④ 第 3 条第 4 項

第 2 条 お客様理由により本契約が中途解約された場合、提供条件の定めに関わらず支払済み保守サービス料金は返金されないものとします。また、中途解約時点において NI+C に対する未払い料金が存する場合、引き続き料金支払義務を負うものとします。

第 3 条 保守サービス対象製品が高所に設置され、技術員の作業する足場の高さが 1.5m 以上の場合には、お客様にて対象製品の取り外しと設置を行うものとします。また、技術員の作業に必要な 1.5m 未満の脚立などの足場については、お客様が用意するものとします。

以上